



平成
28年度

特別区民税・都民税のお知らせ

皆さんに納めていただいている大切な住民税(特別区民税・都民税)は、福祉・教育・街づくりなどに使われ、葛飾区を支える土台となっています。税額決定納税通知書の内容をご確認の上、納期限内の納付をお願いします。

税額決定納税通知書を送付します (非課税の方を除く)

●自営業・パートなど個人で納付する普通徴収の方
 税額決定納税通知書を6月10日(金)に発送します。
 【支払窓口】 金融機関、郵便局(ゆうちょ銀行)、税務課(区役所3階321番)、区民事務所、区民サービスコーナー、コンビニエンスストア

この他、簡単で便利な口座振替、ペイジーマークの表示のあるATM、パソコンや携帯電話を利用したインターネットバンキング・モバイルバンキング、クレジットカードを利用する「Yahoo!公金支払い」もご利用できます。

【納期限】▷第1期 6月30日(木)
 ▷第2期 8月31日(水)
 ▷第3期 10月31日(月)
 ▷第4期 平成29年1月31日(火)

●年金からの引き落としとなる特別徴収の方
 税額決定納税通知書を6月10日(金)に発送します。年金の各支給月に引き落としとなります。

●給与からの引き落としとなる特別徴収の方
 税額決定納税通知書を5月10日に給与支払者(勤務先)宛てに送付しました。

6月から平成29年5月まで、年12回の引き落としとなります。

平成28年度住民税の課税・非課税・納税証明書の発行(1通300円)について

▷普通徴収および年金特別徴収の方
 6月10日(金)から

▷給与特別徴収の方 5月10日から
 税務課(区役所3階321番)、区民事務所、区民サービスコーナーで発行します。本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、マイナンバー(個人番号)カードなど)をお持ちください。

郵送による請求、電話またはネット予約による夜間・休日窓口(区役所1階)での受け取り、区民ホール(区役所2階)およびコンビニエンスストアのマルチコピー機での交付もできます(マルチコピー機での交付の場合は200円)。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

◆ご注意ください◆
 ▷住民税の未申告の方(公的年金受給者・確定申告をした方・勤務先から給与支払報告書の提出のあった方・被扶養者の方を除く)の証明書は発行できません。税務課で申告してください。この場合、証明書の即日発行はできません。
 ▷被扶養者の方で所得金額(0円を含む)の記載のある証明書が必要な場合、住民税の申告が必要となる場合があります。

【担当課】 税務課(区役所3階321番)

▷課税の内容・証明書の郵送請求について

☎5654 - 8550

▷納付の相談について ☎5654 - 8280

▷口座振替・還付金について ☎5654 - 8201

平成28年度の住民税に適用される 主な税制改正

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」に関する改正

平成27年4月1日以降に行ったふるさと寄附金で、寄附先の区市町村から、葛飾区に「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」が届いた方は、所得税の確定申告を行わなくても、住民税から所得税控除分相当額が控除されます。

ただし、確定申告や住民税の申告をした方は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の対象から外れます。対象とならない方には、6月下旬に区からお知らせします。

ワンストップ特例制度の対象とならない 主な該当例

- ▷確定申告を行う必要がある自営業者など
- ▷5団体を超える団体へ寄附したとき
- ▷公的年金等所得者で確定申告や住民税の申告をする方
- ▷医療費控除や住宅借入金等特別税額控除の適用を受けるために確定申告をする方

【担当課】 税務課 ☎5654 - 8550

自動交付機カードを利用した交付サービスが終了します

【担当課】 戸籍住民課(区役所2階217番)
☎5654 - 8260

現在、区民ホール(区役所2階)と夜間・休日窓口(区役所1階)に設置している簡易発行端末機(証明書を発行する機器)は、6月30日(木)でサービスを終了し、自動交付機カードを利用した「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」の交付ができなくなります。

今後はマイナンバー(個人番号)カードなどを利用する証明書自動交付サービス(※)をご利用ください。利用を希望される方はマイナンバー(個人番号)カードの交付申請手続きを行ってください。

※証明書自動交付サービス

マイナンバー(個人番号)カードや住民基本台帳カード(新規発行・更新は平成27年12月で終了)を利用して、コンビニエンスストアや区民ホール(区役所2階)に設置しているマルチコピー機で「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」、「住民税課税・非課税・納税証明書」を取得できるサービスです。証明書交付手数料は、窓口より100円お得な1通200円です。

マイナンバー(個人番号)カードの交付を希望される方へ

マイナンバー(個人番号)カードの交付を希望される方は、住民票の住所へ世帯ごと送付された個人番号通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」に、写真(縦4.5cm×横3.5cm、正面・無帽・無背景・6カ月以内に撮影した物)を貼付し、必要事項を記入して返信用封筒で申請してください。

「個人番号カード交付申請書」を紛失された方、住所変更や氏名変更などにより「個人番号カード交付申請書」の記載事項が変更になっている方は、「マイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)」から申請書を取り出すか、戸籍住民課(区役所2階217番)または区民事務所で申請書を入手してください。なお、申請書には必ず個人番号を記入することになっています。また、返信用封筒を紛失または既に使用してお手元にない方は、下記申請先へ申請書を郵送してください。

【申請先】 ☎219 - 8650 日本郵便株式会社川崎東郵便局郵便私書箱第2号

地方公共団体情報システム機構個人番号カード交付申請書受付センター

※現在、交付申請からカードの受け取りまでおよそ3～4カ月ほどお時間をいただいています。

※申請方法について詳しくは「マイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)」をご覧ください。

【問い合わせ】 葛飾区個人番号カードインフォメーションセンター
☎0570 - 66 - 6754 午前8時～午後8時(年末年始を除く)

既にマイナンバー(個人番号)カードの交付申請をされている方へ

マイナンバー(個人番号)カードの交付準備ができたことをお知らせする「個人番号カード交付通知書」がお手元に届きましたら、受け取り日時を予約してください。パソコンやスマートフォンからのWEB予約(<https://www.mynumpo.com/mynumpo-katsushika-cardyoyaku-u/>)または葛飾区個人番号カードインフォメーションセンターでの電話予約となります。WEB予約は下記QRコードからもアクセスできます。

詳しくは、「個人番号カード交付通知書」に同封の「個人番号カード交付のお知らせ(予約案内)」をご覧ください。



広告 内容については広告主にお問い合わせください。

家のダンスや押入れスッキ!
 この機会に片付けて
不用品お売り下さい
家まで取りに伺います
 洋服・着物類・バック・靴・アクセサリー
 贈答品・家電・切手・食器・日用品全般

貴方の使わなくなった物を売って
 お孫さんへのプレゼント・お食事・旅行代に下さい

捨てる前に一度ご相談下さい

リサイクル 大和堂 (だいわどう)
電話 03-6338-1887
 葛飾区立石 8-55-6 営業 10時～19時(不定休)
 古物商許可 東京都公安委員会・307161506596 代表: 高野恵子

葛飾柴又の塗装屋さん

地元で創業30年。
 気軽に相談! 迅速な対応!
 地元だから顔が見えて安心!

外壁塗装
 屋根 外壁 木部 鉄部

見積無料

国家資格取得者が直接施工・管理致します

株式会社 **たつみ住研**
0120-973-877
 葛飾区柴又5-31-15
 mail: info@tatumi-j.co.jp
 http://www.tatumi-j.co.jp

がん検診受診意向調査にご協力ください

区が委託した調査会社が、対象の方に調査票を郵送します。同封の返信用封筒でご返送ください。今後の区のがん検診受診率向上や、より精度の高いがん検診の実施に役立てるための重要な調査ですので、ご協力をお願いします。

調査結果を他の目的に利用することはありません。

【対象】 区内在住で下表の生年月日に該当する方

【調査期間】 6月中

【担当課】 健康づくり課 ☎3602 - 1268

男性・女性共通	昭和50年4月2日～51年4月1日
	昭和45年4月2日～46年4月1日
	昭和40年4月2日～41年4月1日
	昭和35年4月2日～36年4月1日
	昭和30年4月2日～31年4月1日
女性	平成2年4月2日～3年4月1日
	昭和60年4月2日～61年4月1日
	昭和55年4月2日～56年4月1日

土曜日の消費生活電話相談

6月11日(土)午前9時～午後4時30分 【担当課】 消費生活センター ☎5698 - 2311